

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

(担当部課：総務部総務課)

## 事業の概要

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金（調整給付等）給付事業
担当課	総務課
目的	賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けることとする。
対象者	<p><u>以下1～4に該当する者を対象とする。令和6年度非課税化給付、令和6年度均等割のみ課税化給付及び子ども加算の給付については、いずれも基準日を令和6年6月3日とし、基準日時点で新宿区の住民基本台帳に記録されている世帯を対象とする。調整給付については、事務処理基準日（給付額算定等の基準日）を令和6年6月3日とし、令和6年度住民税を新宿区が賦課した者を対象（令和6年度住民税の賦課期日は令和6年1月1日）とする。</u></p> <p><u>1 令和6年度非課税化給付</u> <u>令和6年度に、新たに同一世帯に属する全員が令和6年度住民税均等割非課税となった世帯の世帯主</u></p> <p><u>2 令和6年度均等割のみ課税化給付</u> <u>令和6年度に、新たに同一世帯に属する全員が住民税均等割のみを課されているか、均等割非課税となった世帯（1を除く）の世帯主</u></p> <p><u>3 子ども加算</u> <u>1・2の支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降生まれの子どもがいる世帯の世帯主</u></p> <p><u>4 調整給付</u> <u>定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者</u></p>

<b>事業内容</b>	<p><b>1 概要</b></p> <p>賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けるため、以下のとおり、各対象世帯主へ以下の現金を給付する。</p> <p><b>(1) 令和6年度非課税化給付</b>  <u>100,000円</u></p> <p><b>(2) 令和6年度均等割のみ課税化給付</b>  <u>100,000円</u></p> <p>(3) 子ども加算      子ども1人あたり50,000円</p> <p><b>(4) 調整給付</b>  <b>定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額</b>  <u>(10,000円未満は切り上げ)</u></p> <p>なお、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に指定されており、今回の給付金事業においても、改めての指定を行ふことなく事業を実施することをデジタル庁により承知されている。</p> <p><b>2 給付方法</b></p> <p>本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に指定されており、今回の給付金事業においても、改めての指定を受けることなく事業を実施することをデジタル庁により承知されているため、申請を必要としないプッシュ型を基本とする。具体的には以下のとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護世帯、公金受取口座登録済世帯及び物価高騰対策臨時給付金（3万円）における受取口座登録済世帯への給付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区で対象世帯の台帳を作成し、対象世帯に登録された口座に振込む旨の通知を送付する。</li> <li>② 通知に記載された一定期間内に受取を辞退する等の申出がなかった世帯に本給付金を振り込む。</li> </ul> <p>(2) (1)以外の世帯への給付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区で対象世帯の台帳を作成し、対象世帯に口座情報等の確認書を送付する。</li> <li>② 返送されてきた確認書の口座情報等を審査し、振込データを作成、支給する。</li> <li>③ 口座振込日前に支給通知書を送付する。</li> </ul>
-------------	---

これらを迅速かつ的確に行うため、確認書の発送等の業務は、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。

なお、児童福祉施設等に入所している児童、虐待を受けたことにより施設等に入所している障害者及び高齢者、配偶者からの暴力を理由に避難している方の情報については、より慎重な取扱いが求められるセンシティブ情報であるため、確認書の発送等の業務を委託せずに区が行う。

### 3 個人情報保護管理運営会議への付議内容

#### (1) 電算処理

①区システム（ホストシステム）において、支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築を行う。

②給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。

#### (2) 外部結合

委託事業者の構築する給付管理システムとの外部結合を行う。

#### (3) 業務委託

①確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。

②確認書の印刷及び封入封緘の業務再委託を行う。

### 4 支給対象予定世帯数及び対象者数

(1) 令和6年度非課税化給付 約10,000世帯

(2) 令和6年度均等割のみ課税化給付 約1,000世帯

(3) 子ども加算 (1)約700人

(2)約100人

(4) 調整給付 約38,000人

### 5 その他

事業実施に伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価）を変更する必要があるが、変更内容については、国が示す「特定個人情報保護評価指針」における重要な変更に当たらない旨個人情報保護委員会に確認済みであり、パブリック・コメントは実施しない。なお、変更後の特定個人情報保護評価書（全項目評価）については、個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。

※個人情報の流れは、資料8－1のとおり

件名 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るデータベースの構築等のシステムの開発について（対象要件の変更等）

※太字ゴシック（下線）が、令和6年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課（担当課）	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業（ <u>低所得者支援及び定額減税補足給付</u> ）
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業の支給対象者</p> <p>2 記録項目 住民基本台帳情報（住民番号、世帯番号、在留カード番号、郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、旧氏、生年月日、続柄）、点字利用者情報、給付管理番号、確認書発送日、確認書返送期限、過去の給付金支給口座情報、公金受取口座情報、生活保護費支給口座情報、口座フラグ、振込口座情報、給付状況、転入者の<u>令和6年1月1日</u>時点の住所地</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ（区情報システム課が管理）</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>1 支給対象者データベースの構築 支給対象者に確認書等を送付し、給付状況等を管理するためにデータベースを構築する。</p> <p>2 支給判定プログラムの構築 支給対象者への二重支給等を防止するために支給判定を行うプログラムを構築する。</p> <p>3 情報提供ネットワークシステム照会用データ作成プログラムの構築 <u>令和6年1月2日</u>以降の転入者等の<u>令和6年度分</u>の住民税均等割の課税状況照会及び支給対象者の公金受取口座照会のためのデータ作成プログラムを構築する。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>1 支給対象者データベースの構築 基準日において住民基本台帳に登録されているもので、世帯・対象者を抽出してデータベース化する。また給付管理システムに連携するためのデータ出力を行う。構築したデータベースについては、対象者ごとの給付状況（給付済など）を入力し管理するために使用する。</p> <p>2 支給判定プログラムの構築 「支給対象者データベース」と委託先から提供される「支給予定情報」を突合し、給付金の二重支給等を防止する。またデータベースに給付状況の入力を行う。</p> <p>3 情報提供ネットワークシステム照会用データ作成プログラムの構築 <u>令和6年度分</u>の住民税は<u>令和6年1月1日</u>時点の住所地で課税されており、<u>令和6年1月2日</u>以降の転入者について<u>令和6年1月1日</u>時点の住所地に課税情報の照会を行うために対象者を抽出し、情報提供ネットワークシステム照会用データの出力を行う。また、支給対象者について公金受取口座の登録の有無を確認するために、照会対象者を抽出し、情報提供ネットワークシステム照会用データの出力を行う。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

新規開発・追加・ 変更の時期	<u>令和6年5月</u> 開発 <u>令和6年5月</u> テスト <u>令和6年5月</u> 本稼働
-------------------	--

件名 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る給付管理システムの構築について（対象要件の変更等）

※太字ゴシック（下線）が、令和6年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課（担当課）	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金 <u>(調整給付等)</u> 紹介事業
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	<p>1 個人の範囲 新宿区物価高騰対策臨時給付金 <u>(調整給付等)</u> 紹介事業の支給対象者</p> <p>2 記録項目 住民基本台帳情報（住民番号、世帯番号、在留カード番号、郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、旧氏、生年月日、続柄）、点字利用者情報、給付管理番号、確認書発送日、確認書返送期限、過去の給付金支給口座情報、口座フラグ、振込口座情報、確認書收受日、審査完了日、振込日、進捗状況、支給不支給情報、不備状況、返戻情報、対応履歴情報</p> <p>3 記録するコンピュータ 給付管理システム（委託先が設置・管理するサーバ上に構築）</p>
新規開発・追加・変更の理由	新宿区物価高騰対策臨時給付金 <u>(調整給付等)</u> 紹介事業に係る支給対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、支給対象者からの問い合わせに答えるために、給付状況を一元管理するための給付管理システムを構築する。
新規開発・追加・変更の内容	ホストコンピュータに構築する「支給対象者データベース」の情報を連携し、給付の進捗状況や支給口座情報等を管理するシステムを委託先が設けるサーバ上に構築する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	<p><u>令和6年5月</u> 開発</p> <p><u>令和6年5月</u> テスト</p> <p><u>令和6年5月</u> 本稼働</p>

件名 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る給付管理システムの外部結合について（対象要件の変更等）

※太字ゴシック（下線）が、令和6年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課（担当課）	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金（ <u>調整給付等</u> ）給付事業
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 個人の範囲 新宿区物価高騰対策臨時給付金（<u>調整給付等</u>）給付事業に係る支給対象者</p> <p>2 記録項目 住民基本台帳情報（住民番号、世帯番号、在留カード番号、郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、旧氏、生年月日、続柄）、点字利用者情報、給付管理番号、確認書発送日、確認書返送期限、過去の給付金支給口座情報、口座フラグ、振込口座情報、確認書收受日、審査完了日、振込日、進捗状況、支給不支給情報、不備状況、返戻情報、対応履歴情報</p> <p>3 記録するコンピュータ 給付管理システム（委託先が設置・管理するサーバ上に構築）</p>
結合の相手方	株式会社広済堂ネクスト ※プライバシーマーク取得及びISMS（ISO27001）認証取得事業者
結合する理由	新宿区物価高騰対策臨時給付金（ <u>調整給付等</u> ）給付事業に係る支給対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、支給対象者からの問い合わせに答えるために、給付状況を一元管理し、専用端末から区及び受託業者がリアルタイムに情報を確認するため。
結合の形態	専用端末を用い、閉域ネットワーク（VPN）に接続し、委託先の給付管理システムのサーバと結合を行う。
結合の開始時期と期間	<u>令和6年6月11日から令和6年11月29日まで</u>
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業（一部）の委託について（対象要件の変更等）

※太字ゴシック（下線）が、令和6年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金（ <u>調整給付等</u> ）給付事業
委託先	株式会社広済堂ネクスト ※プライバシーマーク取得及び ISMS (ISO27001) 認証取得事業者
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<p>1 個人の範囲 新宿区物価高騰対策臨時給付金（<u>調整給付等</u>）給付事業に係る支給対象者</p> <p>2 情報項目 住民基本台帳情報（住民番号、世帯番号、在留カード番号、郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、カナ氏名、旧氏、生年月日、続柄）、点字利用者情報、給付管理番号、確認書発送日、確認書返送期限、過去の給付金支給口座情報、口座フラグ、振込口座情報、確認書收受日、審査完了日、振込日、進捗状況、支給不支給情報、不備状況、返戻情報、対応履歴情報</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体（給付管理システム）
委託理由	給付金の確認書等の印刷、封入封緘、発送、口座情報の入力及び作成、問い合わせ電話受付（コールセンター）、特設窓口受付による案内等の業務について、迅速かつ安全に行う必要があるため、専門的な知識等を有し、豊富なノウハウを備えた業者に委託する。
委託の内容	<p>1 確認書・案内書の作成、印刷及び封入・封緘、発送業務</p> <p>2 確認書、申請書の受領及び確認・審査業務</p> <p>3 口座情報の入力及び提供業務</p> <p>4 支給（不支給）決定通知書の作成、印刷及び圧着（ハガキ）、発送業務</p> <p>5 コールセンターによる案内業務</p> <p>6 特設窓口での確認書及び申請書の受領、案内業務</p> <p>7 給付管理システムの設計、構築、管理業務</p> <p>上記1の業務については、一部再委託する。</p>
委託の開始時期及び期限	<u>令和6年6月11日から令和6年11月29日まで</u>
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

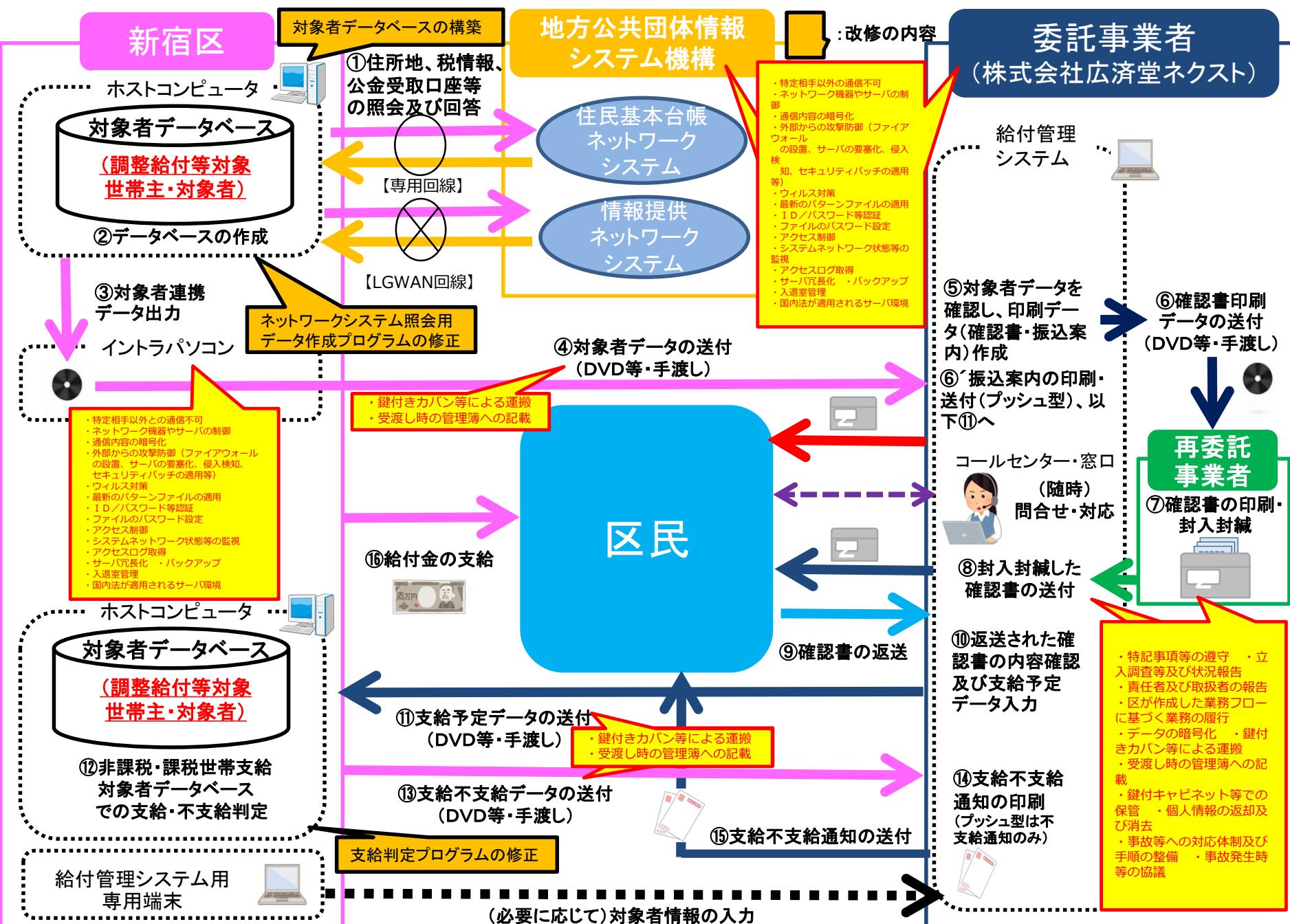
**件名 新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る確認書等の印刷及び封入封緘業務の再委託（対象要件の変更等）**

**※太字ゴシック（下線）が、令和6年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所**

保有課(担当課)	総務課
登録業務の名称	新宿区物価高騰対策臨時給付金 <b>(調整給付等)</b> 紿業務
委託先（再委託先）	<p><b>【委託先】</b> 株式会社広済堂ネクスト ※プライバシーマーク取得及び ISMS (ISO27001) 認証取得事業者</p> <p><b>【再委託先】</b> 株式会社イムラ封筒 ※プライバシーマーク取得及び ISMS (ISO27001) 認証取得事業者</p>
再委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	<b>【本事業の対象者に係る情報項目】</b> 氏名、郵便番号、住所、給付管理番号、過去の給付金支給口座情報、口座フラグ
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体 (DVD-R 等)
再委託理由	新宿区物価高騰対策臨時給付金 <b>(調整給付等)</b> 紿業務においては、支給対象者数が多く、業務も多岐に渡るため、確認書の印刷及び封入封緘業務については、ノウハウを有する事業者に再委託することで、事業を円滑かつ効率的に実施する。
再委託の内容	確認書の印刷及び封入封緘
再委託の開始時期及び期限	<b>令和6年6月11日から令和6年11月29日まで</b>
再委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
委託先（再委託先）に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

## 【新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業の個人情報の流れ（低所得者支援及び定額減税補足給付）】

※令和6年度第1回本管理運営会議からの変更点は、赤太字下線部



### 3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
<b>開発等を委託する場合における区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】</b>	<input type="radio"/>	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	<input type="radio"/>	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	<input type="radio"/>	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	<input type="radio"/>	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	<input type="radio"/>	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	<input type="radio"/>	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導とともに、個人情報データの持出しを禁止する。
	<input type="radio"/>	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	<input type="radio"/>	入力及び読み込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	<input type="radio"/>	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	<input type="radio"/>	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
<b>開発等を委託する場合における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】</b>	<input type="radio"/>	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施し、十分な検証を行う。
	<input type="radio"/>	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	<input type="radio"/>	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	<input type="radio"/>	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	<input type="radio"/>	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	<input type="radio"/>	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	<input type="radio"/>	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	<input type="radio"/>	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	<input type="radio"/>	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	<input type="radio"/>	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	<input type="radio"/>	入退室管理等により情報資産の危険化を防止する。
	<input type="radio"/>	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

### 3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
<b>開発等を委託する場合における委託先に行われる情報保護対策 【運用上の対策】</b>	<input type="radio"/>	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	<input type="radio"/>	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	<input type="radio"/>	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	<input type="radio"/>	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	<input type="radio"/>	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	<input type="radio"/>	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、区の管理（申請、承認、記録）に従わせる。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に実施させるとともに、個人情報データの持出しを禁止させる。
	<input type="radio"/>	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	<input type="radio"/>	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使わせる。
	<input type="radio"/>	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	<input type="radio"/>	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。
<b>開発等を委託する場合における委託先に行われる情報保護対策 【システム上の対策】</b>	<input type="radio"/>	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施させ、十分な検証を行させる。
	<input type="radio"/>	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	<input type="radio"/>	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	<input type="radio"/>	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	<input type="radio"/>	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	<input type="radio"/>	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	<input type="radio"/>	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	<input type="radio"/>	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	<input type="radio"/>	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	<input type="radio"/>	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	<input type="radio"/>	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	<input type="radio"/>	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	<input type="radio"/>	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	<input type="radio"/>	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	<input type="radio"/>	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	<input type="radio"/>	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	<input type="radio"/>	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	<input type="radio"/>	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	<input type="radio"/>	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	<input type="radio"/>	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	<input type="radio"/>	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	<input type="radio"/>	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	<input type="radio"/>	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	<input type="radio"/>	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	<input type="radio"/>	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	<input type="radio"/>	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	<input type="radio"/>	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	<input type="radio"/>	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

#### 4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
委託にあたり区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウィルス感染等がないよう、ウィルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

## 5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策が可能であれば「○」</li> <li>・対策の必要がない場合は「-」</li> </ul>	情報保護対策
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
委託事業者に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
	○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。